

令和6年度  
(2024年度)

# 事業計画

【基本方針】

【重点目標】

【事業概要】

## 【基本方針】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、私達は以前のような生活に戻りつつありますが、地区福祉委員会や小地域ネットワーク活動を始めとする地域福祉活動においては、コロナ禍による度重なる活動自粛や休止の影響により、地域と人、人と人のつながりが希薄化し、社会的孤立・孤独という課題が顕在化してきています。更には、エネルギー価格の高騰や食料品などの物価高騰による経済情勢の変化によって、生活が成り立たない生活困窮者が増加するなど、地域課題が多様化、複合化してきています。

このような状況のなか、住民相互の支え合いの推進に向けて、地域の住民同士のつながりがより深められるように、地区福祉委員会や小地域ネットワーク活動等の地域のさまざまな福祉活動の支援を行います。

また、深刻化する孤立・孤独の問題や、制度だけでは解決できない複合課題を抱える世帯には、コミュニティーソーシャルワーカー、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活サポートセンター等の社協内部の連携だけでなく、様々な関係機関と連携することにより、重層的な支援体制を強化し、相談者とのつながりを大切にしながら課題の整理・解決に向けて取り組むとともに、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業の相談支援として、従来から生活困窮者支援を行う生活サポートセンターと連携し、自立に向けた家計改善や就労支援を行います。

施設の管理運営については、老人福祉センター「さやま荘」、心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター「さつき荘」、障害者地域活動支援センター「さつき」を引き続き2年間、指定管理者として運営を行います。

## 【重点目標】

1. 「第5次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」の策定
2. 法人経営基盤の見直し、強化
3. 様々なつながりを大切にした地域づくり
4. 重層的な相談支援体制の強化

## 【事業概要】

### 【1】法人運営

安定した法人運営を遂行していくために、社会福祉協議会組織の強化及び効率的な事務事業の運営に努めます。

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監査の実施
- (4) 諸会議の開催
  - ・善意銀行運営委員会
  - ・大阪狭山市社協だより編集委員会
  - ・おおさかさやまボランティアだより編集委員会
  - ・福祉基金運営委員会
  - ・評議員選任・解任委員会
- (5) 大阪府社協及び市町村社協連合会、河南ブロック社協連絡会等の会議へ参加
- (6) 研修会の開催及び参加
  - ・役員及び各種委員会委員の合同研修会
  - ・心配ごと相談員研修会
- (7) 地域福祉活動計画の策定
- (8) 社会福祉施設連絡会への支援

### 【2】地区福祉委員会活動への支援

社会福祉協議会の地域組織として位置づけられる、市内の9つの地区福祉委員会では、地域の様々な暮らしの問題に自分たちで取り組むため、地域の中で発生するさまざまな問題の解決を、住民相互の支えあいの意識の向上やたすけあいネットの構築を図り、活動を支援します。

また、地区福祉委員会ごとの地域福祉活動実施計画を推進します。

- (1) 地区福祉委員会との連携強化
- (2) 地区福祉委員会の活動助成
- (3) 地区福祉委員会の地域福祉活動実施計画の活動支援
- (4) 地区福祉委員長連絡会の支援

### 【3】小地域ネットワーク活動推進事業

地域の寝たきり、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て中の世帯など、地域で暮らしている様々な人に対し、個別支援の見守り活動やグループ援助のサロン活動など、様々なかたちの支援活動を展開します。

- (1) 見守り訪問活動
- (2) 食事サービス（会食会・個別配食）
- (3) いきいきサロン活動
- (4) 小地域ネットワーク活動のリーダー育成

### 【4】重層的支援体制整備事業

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくりに向けた支援事業」を一体的に実施します。

### 【5】成年後見制度利用促進事業

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進を具体的にすすめていくために関係機関と連携しながら様々な取り組みを行います。

弁護士や司法書士、社会福祉士との専門相談を通して、より適切な支援につないでいくほか、支援者が成年後見制度の利用を検討するために作成した手引書等を活用することで、さらなる成年後見制度の利用につながるよう支援をします。

- (1) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (2) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (3) 成年後見制度に関する関係機関等との連携及び調整
- (4) 後見人等への支援

### 【6】日常生活自立支援事業

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、日常の金銭管理や福祉サービスを利用する手続きの援助など、関係機関と連携し、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 日常的な金銭管理
- (3) 通帳・証書類等の預かり

## 【7】地域包括支援センター事業

介護保険の要介護、要支援者だけでなく、地域の高齢者に対して要介護状態にならないよう、介護予防ケアマネジメント等を行うほか、虐待防止等の権利擁護やケアマネジャーの支援など、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族、介護者に総合的な相談・支援を行います。

さらに、認知症の早期発見・早期対応や、地域における支援体制の強化と認知症ケアパスの改訂版や認知症サポーター養成講座等を通して、認知症に関する知識の普及啓発を推進します。

このような取り組みの中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域包括ケアシステムを推進します。

- (1) 総合相談支援
- (2) 権利擁護及び虐待等への対応
- (3) 介護予防ケアマネジメント
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (5) 認知症総合支援事業

## 【8】基幹相談支援センター事業

障がいの種別を問わず、障がい者・児や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言等を行うとともに、関係機関と連携を図り、地域における総合的、専門的な相談支援の中核的な役割を担います。

また、地域自立支援協議会では、各部会での研修や意見交換を行うことで職員の資質の向上を図るほか、事例研究や地域課題の抽出や整理を行い、地域の相談支援体制の強化や障がい福祉サービス基盤の充実を図るとともに、地域移行・地域定着を促進するため、地域全体で支える体制の構築を関係機関と推進します。

- (1) 総合的・専門的な相談支援
- (2) 権利擁護及び虐待の防止
- (3) 地域移行・地域定着の促進
- (4) 地域自立支援協議会の運営
- (5) 指定相談支援事業（特定相談支援、障害児相談支援、一般相談支援）

## 【9】生活サポートセンター事業（生活困窮者自立支援事業）

生活困窮者に対し、経済的な問題だけでなく、心身や仕事、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えている人や世帯の状況に応じて、関係機関と連携を図りながら、社会的・経済的に自立した生活を営めるよう支援を行うとともに、地域のネットワークを構築しながら、包括的・継続的な支援を行う中核的な役割を担います。

また、自立支援計画に基づき、就労支援や家計収支の改善、家計管理能力を高めるための支援を行い自立を促すとともに、就労準備支援センターとも一体的な支援体制の充実を図ります。

さらに、特例貸付を借り受けた世帯で、生活に困窮しており、支援が必要とされる世帯に対し、フォローアップ支援を行います。

- （1）自立相談支援事業
- （2）住居確保給付金、一時生活支援事業の相談及び申請受付等
- （3）家計改善支援事業

## 【10】就労準備支援センター事業（生活困窮者自立支援事業）

生活リズムが整っていなかったり、他者とのコミュニケーションや社会との関わりに不安があり、経済的または社会的、その他の理由により、すぐには就労が難しい人を対象に、社会参加・自己実現の機会や、日常生活や社会生活に必要な基礎的な能力の形成、就労に必要な知識・技能の習得等を計画的に一貫して就労支援を行います。

- （1）日常生活自立支援
- （2）社会生活自立支援（居場所～IBASHO～の実施）
- （3）就労自立支援（就労体験・実習先等の確保）

## 【11】生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の資源開発、関係者のネットワーク化等のコーディネート業務を行うことにより、地域における多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取り組みを推進します。

## 【12】地域福祉・在宅福祉推進事業

高齢者や障がい者、児童・生徒、子育て中の世帯などに対しサービスを提供することにより、地域福祉・在宅福祉の向上を図ります。

- (1) ヒューマン・ケア事業
- (2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)設置事業  
(狭山・南・第三中学校区)
- (3) 福祉協力校事業
- (4) ひとり暮らし老人会食会
- (5) 目くばり・気くばり・思いやり運動事業
- (6) 寝具乾燥サービス事業
- (7) 訪問理美容サービス事業
- (8) 福祉機器及び備品貸出事業
- (9) 救急医療情報キット配布事業
- (10) 高齢者移動支援事業

## 【13】ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動に関する相談や登録、関係機関への照会、連絡、調整などを行うとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティアグループ連絡会の活動を支援します。

また、災害に備え、日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

- (1) ボランティア登録・斡旋
- (2) 需給調整事業
- (3) 各種会議の開催
  - ・ボランティアグループ連絡会 定例会、役員会
- (4) 各種講座の開催
  - ・ボランティア養成講座(手話、手話レベルアップ講座)
  - ・ボランティアジュニアスクール
- (5) 出前福祉体験事業
- (6) ボランティアグループ連絡会の支援
- (7) ボランティア活動の助成
- (8) 市内NPO、団体との交流と連携
- (9) 災害ボランティアネットの運営
  - ・参画団体の連携強化
  - ・大阪狭山市内外で発生した災害への支援

## 【14】福祉と人権に関する課題への取り組み

人権意識の向上を図るため、福祉と人権の諸課題について、啓発活動を行うとともに、職員の研修を行います。

- (1) 人権に関する啓発活動
- (2) 人権に関する研修会等への参加及び開催
- (3) 大阪狭山市人権協会への参画
- (4) 大阪狭山市企業人権協議会への参画

## 【15】広報啓発活動

社会福祉協議会で行っている事業を紹介するために、機関誌の発行やホームページ等による情報提供を行い、地域福祉活動への関心を高めます。

- (1) 「大阪狭山市社協だより」の発行  
(6月・10月・2月の年3回全戸配布)
- (2) 「おおさかさやまボランティアだより」の発行  
(6月・10月・2月の年3回全戸配布)
- (3) 「福祉センターだより」の発行  
(10月に全戸配布)
- (4) ホームページ、Facebook、YouTubeの運営

## 【16】生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等を対象に、低利で必要な資金の貸付を行うことにより、安定した生活が送れるよう一時的な経済的支援や相談支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を借り受けた世帯で、生活に困窮しており、支援が必要とされる世帯に対し、生活サポートセンターと協力しながらフォローアップ支援を行います。

- (1) 福祉資金
- (2) 教育支援資金
- (3) 不動産担保型生活資金
- (4) 総合支援資金
- (5) 緊急小口資金
- (6) 臨時特例つなぎ資金
- (7) 特例貸付資金

## 【17】福祉施設の経営（指定管理者）

老人福祉センター「さやま荘」、心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター「さつき荘」、障害者地域活動支援センター「さつき」の指定管理者として、引き続き2年間、施設の適正な管理・運営に取り組みます。

また、コロナ禍で利用者の取り巻く環境が大きく変化した状態から、ウィズコロナ・アフターコロナへと転換していく中で、はばたきフェスタをはじめとする各種事業の充実を図り、サービスの向上及び利用の促進と地域に開かれた施設となるよう取り組みを行います。

- (1) 老人福祉センター「さやま荘」
  - ・運動教室（エンジョイレク・エンジョイプラス・エンジョイトレーニング等）の開催
  - ・ロビーコンサートの開催
  - ・利用者アニバーサリーサービス
  - ・体験会の実施などクラブの活動支援
  - ・さやま荘通信の発行
- (2) 心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター「さつき荘」
  - ・クラブの活動支援
  - ・障がい者交流サロンの支援
- (3) 障害者地域活動支援センター「さつき」
  - ・利用者の状態に合わせた支援
  - ・利用者による福祉センター内の緑化の推進
  - ・就労支援の推進「カフェさつき」
  - ・大阪狭山市日中活動事業所連絡会への参画

## 【18】心配ごと相談事業

民生委員・児童委員協議会の協力のもと、市民の日常生活における身近な悩みごとや心配ごとの相談に応じるとともに、社会資源を活用した適切な助言・指導を行います。

## 【19】自主財源の確保

補助・受託事業だけでなく、自主的な事業を行っていくため、市の広報誌や社協だより等を活用し、事業内容を広く市民にPRするなど自主財源の確保を図ります。

- (1) 地域ふくし協力金（社会福祉協議会会員会費）
- (2) 自動販売機の設置
- (3) 社協だよりへの広告掲載

## 【20】 善意銀行

市民から寄せられた寄付金や物品を、預託者の意思を生かした運用により、様々な地域福祉事業に役立てます。

また、引き続き、災害時の支援、生活困窮者への食糧支援等を実施します。

## 【21】 福祉基金

福祉基金の運用による利息を地域福祉の推進のために活用します。

## 【22】 地区募金会事業

大阪狭山地区募金会の事務局として、共同募金の主旨・目的を広く市民に啓発し、市民の福祉に関する意識の向上を図るとともに、寄せられた募金の適正な管理及び配分金の活用を図ります。

- (1) 赤い羽根共同募金運動
- (2) 歳末たすけあい運動

## 【23】 民生委員・児童委員協議会及び関係福祉団体の事務局

民生委員・児童委員協議会及び関係福祉団体の事務局として、適切に業務の運営を図るとともに、関係福祉団体の活動を支援します。

[関係福祉団体]

- ・老人クラブ連合会
- ・身体障害者福祉協議会
- ・母子寡婦福祉会
- ・遺族会
- ・知的障害者(児)あんずの会(本人会)
- ・介護者家族の会「たまゆら」